



65歳以上の市民の皆さん！

高齢者の補聴器購入費 を助成します

高齢者のフレイル予防と健康寿命の延伸を図ることを目的に補聴器購入費の一部を助成します。

対象者

市内在住の65歳以上で下記のすべてを満たす方
(この助成を受けてから5年間は再申請はできません)

- 両耳の聴カレベルが40デシベル以上で聴覚の身体障害者手帳の交付対象とならない
- 医師に補聴器を使用することで、コミュニケーション上効果が期待できると診断された
- 市税、保険料（後期高齢者医療、介護）に滞納がない

助成

補聴器本体1台分の購入費を助成します。

※両耳での購入の場合、片耳分の金額が対象となります。

※集音器、付属品、修理・部品交換・メンテナンス費用は対象外です。

※市内の認定補聴器技能者が在籍する指定の販売店で購入するものに限りです。

【助成額】

区分	助成(100円未満切捨)	上限額
住民税課税者	購入費の1/2以内	4万円
住民税非課税者 生活保護受給者	実費相当額	

※補聴器の購入費は医療費控除の対象となることがあります。

問
合
せ

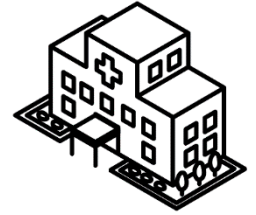
鹿沼市 保健福祉部 高齢福祉課
鹿沼市今宮町1688番地1 (電話)63-2288 (FAX)63-2169

申請方法は裏面をご覧ください▶

申請方法

～購入前にご申請ください～

(1)市内の耳鼻咽喉科を受診します



(2)「高齢福祉課」へ相談・申請してください

- 滞納確認等を行うため、ご本人の自署が必要です。
- 身分証明書をご持参ください。

(3)指定の販売店で補聴器のフィッティング（お試し）を行います

指定の販売店（R6.4.1現在）

- ・(株)リオネットセンター鹿沼
- ・和光メガネ 鹿沼店

(4)医師に意見書を、販売店に見積書を作成してもらいます

(5)申請書類を販売店または市に提出してください

【提出書類】 ①申請書 兼 同意書 ②医師の意見書 ③見積書の写し

(6)市から決定通知が届いたら補聴器を購入してください



購入から半年後のアンケートにもご協力ください

身体障害者手帳の交付対象である聴カレベルと診断された方へ

- ・この助成制度はご利用いただけません。
 - ・身体障害者手帳の取得等については、障がい福祉課にお問合せください。（手帳取得により、補聴器購入費の助成が受けられる場合があります。）
- ▶障がい福祉課（電話）63-2127 （FAX）63-2169